

厚生委員会情報連絡

令和 7 年 1 0 月 9 日

情報連絡事項

頁

- 1 「東京女子医科大学附属足立医療センター探検ツアー」の実施結果について・・・2
- 2 11月の糖尿病月間の取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 3 「第8回あだち保護猫たちの譲渡会」と「パネル展示」の開催結果について・・・8
- 4 令和7年度新興感染症対応訓練の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 5 令和7年度公衆衛生関係行政事務指導監査の結果について・・・・・・・・・・10

(衛 生 部)

厚生委員会情報連絡

令和7年10月9日

件 名	「東京女子医科大学附属足立医療センター探検ツアー」の実施結果について																		
所管部課名	衛生部衛生管理課																		
内 容	東京女子医科大学附属足立医療センター（以下、足立医療センター）との新規連携事業として、夏休みの自由研究にも活用できる小学生向け体験企画「足立医療センター探検ツアー」を足立医療センターと共催で、以下のとおり実施したので報告する。 1 目 的 （１）普段は入る機会の少ない三次救急医療機関である大学病院内を実際に探検（見学）し、医療現場や医療職の仕事について学ぶ。 （２）当該企画を機に子ども達が医療職への興味を持ち、将来の職業を考えるうえでの選択肢の一つとしてもらう。 2 日 時 令和7年8月22日（金）14時～16時30分 3 場 所 足立医療センター（江北四丁目33番1号） 4 対 象 区内在住または在学の小学校4年生から6年生とその保護者（1組2名） 5 申込及び参加状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>定 員</th><th>申込者数</th><th>参加者(抽選)</th><th>周 知</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10組 (20名)</td><td>123組 (246名)</td><td>11組 (21名) ※1</td><td>あだち広報 区ホームページ ※2</td></tr> </tbody> </table> ※1 申込多数のため足立医療センターにご協力いただき、急遽12組としたが、当日、参加者1組(6年生)から発熱による欠席の連絡があったため、11組21名での実施となった。 ※2 足立医療センターに最も近い地元地域の江北小学校については別途、4年生～6年生に案内文の配布を行った。 (参加者内訳) <table border="1"> <thead> <tr> <th>4年生</th><th>5年生</th><th>6年生</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3組</td><td>8組</td><td>0組</td><td>11組</td></tr> </tbody> </table>			定 員	申込者数	参加者(抽選)	周 知	10組 (20名)	123組 (246名)	11組 (21名) ※1	あだち広報 区ホームページ ※2	4年生	5年生	6年生	合 計	3組	8組	0組	11組
定 員	申込者数	参加者(抽選)	周 知																
10組 (20名)	123組 (246名)	11組 (21名) ※1	あだち広報 区ホームページ ※2																
4年生	5年生	6年生	合 計																
3組	8組	0組	11組																

6 探検（見学）場所

病院内の以下の場所を探検（見学）するとともに、医師や薬剤師、看護師をはじめ、実際にその場所で従事している足立医療センターの医療従事者より直接、案内および説明をしていただいた。

また、子ども達にはワークシートを配付し、学んだ内容を記入・記録しながら探検（見学）を行った。

（１）救命救急センター（２階）

（２）手術室（５階）

（３）薬剤部（３階）

（４）検査室（２階）

（５）ヘリポート（屋上）

7 当日の様子

（１）足立医療センターの各スタッフによる非常に手厚い案内・説明があり、小学生もその保護者も興味深く見学していた。

（２）特に救命救急室では、実際に処置室の中に入って説明を受け、また、手術室では子ども達の目の前で本当の執刀医・麻酔医・補助医・看護師等が、本物の器具で解説をしながらの実演があった。

【参考】

救命救急センター(救急車(DMAT 車))



救命救急センター(ハイブリッド ER)



手術室①



手術室②



薬剤部



検査室



屋上ヘリポート



集合写真



8 主な感想

(1) 小学生

ア 手術室では様々な普段触れないような物を触れてとても嬉しかったです。

イ 手術室の部屋の数に驚きました。普段見れないオペが間近で見られて楽しかったです。

ウ 大きくなったら人の命を救えるような人になりたいです。

エ 将来、看護師になりたいです。

(2) 保護者

ア 医療ドラマの舞台裏を見ているようでした。手術室での子ども達の様子がとても楽しそうで、本当に素晴らしい体験をさせてもらい感謝です。

イ これからもこのような企画があると地域の区民からも関心が高まると思います。

ウ スタッフの方々の温かい丁寧な誘導や院長先生の社会に貢献する気持ちのお話、本当に良い病院が足立区に来てくれて嬉しいです。

エ 院長先生のお言葉のように、子どもが将来働く仕事を考える時に、「人のため」を志し、その時に少しでも今日のことを思い出してくれたらと思いました。

9 今後の予定

今回、初めての企画として開催したが、大変多くの方からのお申込みがあり、高い関心が寄せられていた。今後も開催できるよう、引き続き足立医療センターと協議していく。

厚生委員会情報連絡

令和7年10月9日

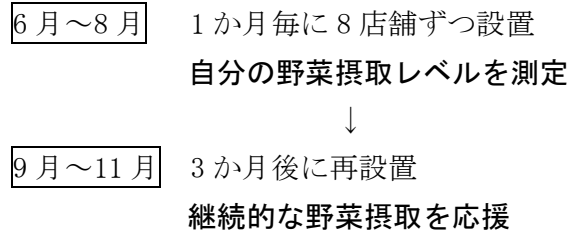
件名	11月の糖尿病月間の取り組みについて
所管部課名	衛生部こころとからだの健康づくり課
内容	11月14日は「世界糖尿病デー」であり、区ではそれに合わせて11月を糖尿病月間としている。 今年度は、以下の取り組みを実施予定であり、報告する。 1 概要 楽しみながら、生活習慣改善に向かうプロセスである「気づく」「行動」「習慣化」を後押しする企画を展開する。 2 メインターゲット <u>30～40代の男性</u> ※ 40歳前健診の結果によるとヘモグロビンA1c値5.6%以上（要指導）の割合が約4人に1人（男性30%、女性26.3%）と高く、また野菜摂取量が低い（特に40代男性）。 3 テーマ <u>ベジ^{プラス}＋ちょこ活</u> 4 期間及び場所 令和7年11月1日（土）～11月30日（日）、区内各所 5 主な取り組み （1）「ちょこ活」の推進 毎日の生活に無理なく運動を取り入れる「ちょこ活」の啓発をより推進する。 ア 「ちょこ活」事例集の作成 昨年度糖尿病月間応募企画で集まった区民が実践した「ちょこ活」の事例（約600事例）を取り入れた広報物（チラシ）を、理学療法士等（あだちPOSネットワーク）監修のもと作成し、測定会等で配布する。 イ 応募企画「ベジ＋ちょこ活で健康に！」 対象期間中に「ちょこ活」に関する取り組みを実施し、達成した

ら区申請フォーム等で応募。抽選で健康グッズ等をプレゼント。

(2) 企業との連携

ア セブン・イレブンでベジチェック

セブン・イレブンとカゴメ(株)との連携により、6月の食育月間から11月の糖尿病月間までの6か月間、区内24店舗にベジチェックを設置、その最終月となる。



イ 楽彩株式会社との連携企画

区内企業である楽彩(株)と、若い世代向けに、野菜摂取と腸活等がテーマの教室を実施する。

ウ 東武ストア×ぶんこ食堂のコラボ企画

東武ストアが文教大学の子ども食堂「ぶんこ食堂」とコラボしてお弁当を販売予定。区管理栄養士が開発に携わっている。

(3) その他の取り組み

ア 各種測定・リスクチェック

(ア) 親子や若い世代が集まる場所等で、ベジチェックや体組成測定を実施。ちょこ活や運動の啓発も図る。

- ① ギャラクシティ、エル・ソフィア、区役所アトリウム、商業施設
- ② 元気な職場づくり応援事業支援事業所

(イ) 自分のリスクを確かめる手段として、以下の事業等について周知(糖尿病月間リーフレットに掲載)。

- ① 若年者対象の健診事業(スマホ de ドック、40歳前の健康づくり健診)
- ② 区内12薬局でのヘモグロビンA1c測定
- ③ 「糖尿病危険度チェック」サイト(NPO法人メディカル指南車)

イ 北足立市場や青果店とのコラボ企画「野菜の選び方教室」

北足立市場を会場とし、野菜への関心を高め、野菜摂取に対する動機付けを強化する。

6 広報・周知

(1) あだち広報 10月25日号

(2) リーフレット配布及びポスター掲示

ア 区内主要駅

	イ 保健センター、区民事務所等の区施設 ウ 医療機関、薬局 エ 元気な職場づくり応援事業支援事業所 オ 足立成和信用金庫、明治安田生命保険相互会社、第一生命保険株式会社等
--	---

(3) インターネット・SNS等

	ア 区ホームページ イ SNS等（A-メール、LINE、X（旧 Twitter）、Facebook） ウ 区内保育園、介護施設、障がい者施設等の職員へ向けたメール配信
--	--

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
3 「第8回あだち保護猫たちの譲渡会」と「パネル展示」の開催結果について 所管課 【生活衛生課】	足立区内で保護等された保護猫の譲渡会を、NPO法人3団体との共催で開催したので結果を報告する。また、飼い主のいない猫を減らす活動（地域猫活動）などを紹介するパネル展示「あだちで暮らすネコを知ろう」を合わせて実施した。 1 保護猫の譲渡会の開催結果 (1) 入場者数 292名 (2) 譲渡先内定 39匹中27匹 (69.2%) 2 主な感想 (1) 屋内開催なので天候に左右されず良い。 (2) 丁寧に説明いただき、初めてだが不安なく試し飼いが決まった。 (3) 保護猫活動にも興味があり、何かお手伝いできればと思う。 (4) 野良猫たちがゼロになる足立区になってほしい。 3 今後の予定 (1) 今年度は3回実施予定。 (2) 次回、第9回（3回目）は、令和8年1月25日（日）を予定。 (3) 第9回については地域猫活動協力員の周知啓発等を行う地域猫イベントを同時開催予定。	1 譲渡会 令和7年9月28日（日） 正午～午後3時 中央本町一丁目 17番1号 本庁舎1階議会棟エントランス ほか 2 パネル展示 令和7年9月20日（土）から30日（火） 中央本町一丁目 17番1号 本庁舎1階アトリウム	あだち広報、区ホームページ、SNS等で情報発信

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
4 令和7年度新興感染症対応訓練の実施について 所管課 【感染症対策課】	令和7年度新興感染症対応訓練を実施する。 1 目的 新興感染症発生時の対応力向上並びに足立保健所と足立区医師会及び区内医療機関の連携強化 2 対象 (1) 足立区医師会 (2) 区内医療機関 (3) 足立保健所 3 訓練内容（予定） (1) 第1部（足立保健所主催） ア 講義：足立区感染症予防計画ゾーニングの基礎知識 イ グループディスカッション：集団感染発生時におけるゾーニング (2) 第2部（足立区医師会主催） ア 実技：N95マスク※を用いたフィットテスト ※ 医療現場で結核や新型コロナウイルス等の空気感染予防に用いられる高性能マスク イ 机上訓練：結核患者発生時の院内対応 【参考】前年度実施結果 (1) 日時：令和6年12月21日 (2) 参加者数※：96名 (3) 参加医療機関数※：57施設 ※ 来場とWeb参加の合算	【日時】 令和7年10月25日（土） 午後2時～午後5時 【会場】 すこやかプラザあだち（3階大研修室） 江北五丁目14番5号	足立区医師会会員医療機関宛通知

厚生委員会情報連絡

令和7年10月9日

件 名	令和7年度公衆衛生関係行政事務指導監査の結果について														
所管部課名	衛生部足立保健所感染症対策課														
内 容	厚生労働省の「公衆衛生関係行政事務指導監査（結核事務）」について、新型コロナウイルス感染症の影響による6年振りの対面実施の結果、指導事項が6点に及んだため、改善及び今後の体制の強化について報告する。 1 監査の概要 3年毎[※]に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核分に限る）に関する行政事務の実施状況について指導監査を行い、その適正かつ効率的な運用を図る。 ※ 令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、簡素な書面監査が実施されたが、個別具体的なフィードバックなし。 2 指導事項 以下の項目について文書指導があり、改善報告の提出を求められた。 ※ 概要、要因及び改善報告内容は別紙のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>指導事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>定期健康診断未受診者のいる事業所への指導強化</td></tr> <tr> <td>2</td><td>結核患者接触による健康診断対象者への確実な健康診断の実施</td></tr> <tr> <td>3</td><td>発生届及び結核患者入退院届の提出期限遵守指導の強化</td></tr> <tr> <td>4</td><td>就業制限通知の遅延の是正</td></tr> <tr> <td>5</td><td>入院勧告の運用の是正</td></tr> <tr> <td>6</td><td>高額医療費の審査点検</td></tr> </tbody> </table> 3 今後の方針 厚生労働省へ改善報告を提出し、内容について了承された。報告内容の確実な実施に加え、以下の取組みにより、適正に事業を執行していく。 (1) 業務フローに複数のチェック機能を盛り込み、誤りを防止する。 (2) 定期的に課内での勉強会を開催し、法や制度についての理解促進や、事例を基にしたディスカッションによる対応方針の統一を図る。	No.	指導事項	1	定期健康診断未受診者のいる事業所への指導強化	2	結核患者接触による健康診断対象者への確実な健康診断の実施	3	発生届及び結核患者入退院届の提出期限遵守指導の強化	4	就業制限通知の遅延の是正	5	入院勧告の運用の是正	6	高額医療費の審査点検
No.	指導事項														
1	定期健康診断未受診者のいる事業所への指導強化														
2	結核患者接触による健康診断対象者への確実な健康診断の実施														
3	発生届及び結核患者入退院届の提出期限遵守指導の強化														
4	就業制限通知の遅延の是正														
5	入院勧告の運用の是正														
6	高額医療費の審査点検														

令和 7 年度公衆衛生関係行政事務指導監査の結果について

No.	指導事項概要	指導に至った要因	改善報告概要				
1	定期健康診断未受診者のいる事業所への指導強化 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）に基づく事業者（医療機関等）、学校長及び施設長が行う定期健康診断について、未受診者がいる各事業所に対する指導が不十分な状況であったため、<u>各事業所が未受診者に対する受診の勧奨を図るよう指導されたい。</u> 【根拠】法第 5 3 条の 2	正当な理由なく健診を受診していない事例に対する指導が不十分と判断された。 （参考）提出者受診率 <table><tr><td>令和 5 年度</td><td>94. 3%(27, 952/29, 618 件)</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>97. 0%(27, 431/28, 258 件)</td></tr></table>	令和 5 年度	94. 3%(27, 952/29, 618 件)	令和 6 年度	97. 0%(27, 431/28, 258 件)	① 注意喚起文書を同封しているが、<u>次回以降文言を強化し、「保健所からは正指導を行う場合がある」旨を記載する。</u> ② 提出された報告書の内容が不適正と判断される場合は、<u>電話等により是正指導及び再提出の勧奨を行う。</u>
令和 5 年度	94. 3%(27, 952/29, 618 件)						
令和 6 年度	97. 0%(27, 431/28, 258 件)						
2	結核患者接触による健康診断対象者への確実な健康診断の実施 結核患者の接触者に対する健康診断について、正当な理由なく法に基づく勧告に従わず受診していない者が見受けられたため、<u>必要に応じて再度の勧告を行うなど、確実に健康診断を実施されたい。</u> 【根拠】法第 1 7 条	健診勧告対象者の受診率は 100%であって然るべきものであるため、指導が不十分と判断された。 （参考）健診勧告対象者受診率 <table><tr><td>令和 3 年 (前回監査年)</td><td>96. 1% (319/332 件)</td></tr><tr><td>令和 6 年</td><td>93. 5% (548/586 件)</td></tr></table>	令和 3 年 (前回監査年)	96. 1% (319/332 件)	令和 6 年	93. 5% (548/586 件)	① 引き続き訪問、電話、手紙等取り得る手段を総動員し対象者への説明を行うとともに、<u>勧告 2 か月後未受診者を抽出して再度勧告を行うなど、課全体で管理を行う。</u> ② 新たな取組みとして、<u>注意喚起を行うため黄色の封筒を作成し、再度勧告を行う際に活用する。</u>
令和 3 年 (前回監査年)	96. 1% (319/332 件)						
令和 6 年	93. 5% (548/586 件)						
3	発生届及び結核患者入退院届の提出期限遵守指導の強化 <u>法に基づく届出期限の遵守について、医師及び病院管理者に対し、更に徹底した指導を行われたい。</u> 【根拠】法第 1 2 条第 1 項及び第 5 3 条の 1 1 第 1 項	本来は事象発生後直ちに提出すべき、患者発生届及び入退院届の遅延が見られる状況であり、指導が不十分と判断された。 ※ 令和 6 年実績 発生届提出遅延：14. 5% (9/62 件) 入退院届提出遅延：40% (30/75 件)	① 提出遅延時に遅延理由書の提出を求め改善指導を行う。 ② 改善指導を行っても繰り返し(年度内 3 回と設定)遅延が見られる医療機関に対し、<u>保健所長名の公文書発出による改善指導を行うとともに、法定期限超過の原因の分析及び再発防止策を記載した書面の提出を求める運用を新たに開始する。</u> ③ 医師会と定期的実施している感染症に係る会議において法定期限遵守の注意喚起を行う。 ④ 令和 6 年に提出遅延の多かった医療機関を訪問し、<u>法の説明と提出遅延の改善指導を行う。</u>				

No.	指導事項概要	指導に至った要因	改善報告概要
4	就業制限通知の遅延の是正 法に基づく就業制限について、通知が遅延している事例が見受けられたため、<u>適正に実施されたい</u>。 【根拠】法第18条	就業制限は入院勧告と同時に行うとの誤った認識に基づいて対応を行った。	① 監査終了後、所内勉強会を2回開催し、正しい法の運用についての学習と認識の共有を行った。 ② <u>勧告書類作成時の通知発行簿様式の改善及び保健師記録に綴じる患者発生時対応チェックリスト作成により、法に則した運用が行われているかシステムティックにチェックできる業務手順を構築した。</u>
5	入院勧告の運用の是正 ① 法に基づく入院勧告について、遅延して行われている事例が見受けられたため、<u>適正に実施されたい</u>。 【根拠】法第19条第1項 ② 法第20条第1項の規定に基づく入院勧告について、第19条の規定に基づく入院をした患者に対して勧告するところ、入院をしていない状態で勧告している事例が見受けられた。<u>適正に実施されたい</u>。 【根拠】法第20条第1項	① 入院勧告対象と判明した時点で直ちに勧告を行うべきところ、受入先の病院が決定してから勧告を行うという誤った認識に基づいて対応を行った（令和4年度から）。 ② 法第20条第1項の規定に基づく入院勧告については、第19条の規定に基づく入院をした患者に対して勧告すべきとの認識が欠けていたため、法に則していない運用を行っていた（令和4年度から）。	No.4に同じ
6	高額医療費の審査点検 <u>高額な医療費の請求の適否について審査点検を実施されたい</u>。 【根拠】なし（公費の適正な執行の観点から指導）	法に基づく医療費公費負担について、毎月国保連及び社保基金から送付される連名簿及び生保レセプト※を収受しリスト管理は行っていたものの、具体的に患者情報と突合して点検する業務フローを構築していなかった。 ※ 医療費の明細のこと	① <u>新たに公費負担内容審査を目的とした患者リストを作成し、連名簿やレセプト※と突合して審査対象を抽出し、高額なものについては点検を行う</u>。不適切な事案を発見した際には医療機関へ修正を求める。 ② レセプトの審査点検については、業務フローを作成し、医師・保健師・事務担当が協力して実施する。